

特定商取引法に基づく表記

<購入事業者について>

【会社名】大和ハウス工業株式会社
【代表者】代表取締役社長 大友 浩嗣
【本店所在地】大阪市北区梅田3丁目3番5号
【お問合せ先】電話番号 : 0120-629-755
メールアドレス : denki@daiwahouse.jp
受付時間 : 9:00~18:00(日・祝日、年末年始休日、夏季休日を除く)

<買取条件について>

【買取対象】お客さまが発電された電気の余剰分
【買取価格】別紙「卒FIT電力買取メニュー」をご覧ください。(<https://www.daiwahouse.co.jp/ene/denki/>)
【お支払い時期】原則として、検針日の翌月末日
【お支払い方法】口座振り込み
【引渡時期・方法】当社は、お客さまとの間で電力受給契約及び系統連系受電契約が成立した際には、受給準備その他必要な手続きを経たのち、承り書に記載の受給開始日から電力受給を開始いたします。

<その他の注意事項>

- 電力受給契約及び系統連系受電契約は、訪問購入の場合を除き、特定商取引法に基づくクーリング・オフの対象外です。
- 一般送配電事業者が非常変災その他の理由によって電気の受給が停止された場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 電力受給契約及び系統連系受電契約の詳細については、重要事項説明書および「太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱【買取オンリープラン対応用】」をご参照ください。

クーリング・オフのお知らせ（特定商取引法の訪問購入にあたる場合のみ適用となります）

お客さまに申込みいただきます電力受給契約及び系統連系受電契約について、特定商取引法第58条の7及び同法第58条の8の規定に基づき、本書面を交付のうえ説明いたします。なお、本書面の内容は重要ですので、十分にご理解いただきますようお願いいたします。

- ① お客さまは、本書面および当社所定の申込書（控）を当社から受領した日を含めて8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により無条件で申込みの撤回または電力受給契約及び系統連系受電契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。その効力は、かかる書面又は電磁的記録の発信の日（郵便消印日付など）に発生します。
- ② お客さまが、当社または媒介業者（以下併せて「当社等」といいます。）が電力受給契約及び系統連系受電契約の申込みの撤回又は電力受給契約及び系統連系受電契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社等が威迫したことにより困惑し、これらによってお客さまがクーリング・オフを行わなかった場合には、クーリング・オフができる旨の書面を当社等がお客さまに再交付し、かつ、お客さまが受領した日を含めて8日を経過するまでは、お客さまは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。
- ③ お客さまがクーリング・オフをされた場合に、当社がお客さまに対して申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することは一切ございません。
- ④ お客さまがクーリング・オフをされた場合に、当社がお客さまに対して既に代金または対価の一部または全部の支払を行っていた場合、速やかにその金額を返還いたします。なお、その返還に要する費用及びその利息は当社が負担します。
- ⑤ お客さまは、本書面および当社所定の申込書（控）を当社から受領した日を含めて8日を経過するまでは、買取開始日到来後であっても、当社への電気の提供を拒絶することができます。
- ⑥ お客さまは、クーリング・オフによる電力受給契約及び系統連系受電契約の解除をもって第三者に対抗することができます。ただし第三者が善意であり、かつ、過失がないときは、この限りではありません。

担 当	所 属	事業所・事業部（営業所）
	氏名（フルネーム）	